

第7章 事後調査計画

本事業の実施が、対象事業実施区域及び周辺の環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行った結果、環境の現況を著しく悪化させることはないものと考える。

本施設は「新ごみ処理施設整備事業基本計画」に示された基本的な考え方に基づき整備することとしており、「安全・安心で 人と地域と世代をつなぐ いまばりクリーンセンター」を基本コンセプトとする 21 世紀のごみ処理施設のモデル（今治モデル）を実現するため、施設建設から運営・維持管理に至るまで周辺環境保全に最大限の配慮を払い、周辺住民にとって、将来に亘り安全・安心に稼働する施設とすることは、事業者の使命である。

本事業の実施に先立って環境影響評価を行い、本書に示したとおり、対象事業実施区域及び周辺の環境の現況を著しく悪化させることはないものであるが、事業の実施段階にあって環境安全性を確保するとともに、環境への負荷を低減することに取り組む観点から、事後調査を行う計画である。

本事業は D B O 方式により実施することから、処理能力や処理方式、公害防止基準に示された自主基準値の遵守等については変更はないが、今後、決定される民間事業者の提案により、施設の配置、建物の規模、排出諸元が現段階での設定と異なることが考えられる。事後調査の項目の選定にあたっては、そのような条件も考慮して選定することとした。

また、事後調査の結果に基づき、環境保全措置を講じる必要がある場合には、愛媛県等の関係機関と協議の上、適切に対応するものとする。

事後調査の結果については、事後調査報告書としてまとめて愛媛県へ提出した後、公告・縦覧することとなっている。

第1節 事後調査項目の選定

事後調査の項目は、環境影響評価の対象として選定した環境要素の中から、事業特性、地域特性及び環境影響評価の結果を勘案して選定した。

選定した項目は、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水、土壤、景観及び廃棄物等の 9 項目とした。選定した項目は、表 7.1-1 に示すとおりである。

また、当該事後調査項目を選定した理由及び選定しなかった理由は、表 7.1-2 に示すとおりである。

表 7.1-1 事後調査項目の選定結果

環境要因の区分			工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用					
			造成等の施工による一時的な影響	埋設廃棄物の掘削・除去	建設機械の稼働	工事用資材等の搬出入	地形改変及び施設の存在	施設の稼働	機械等の稼働	廃棄物の搬出入
影響要素の区分										
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	硫黄酸化物				○			
			窒素酸化物		—	—	○		—	
			浮遊粒子状物質		—	—	○		—	
			粉じん等	—	—	—				
			有害物質				○			
		騒音	騒音		○	—		○	—	
		振動	振動		○	—		○	—	
		悪臭	悪臭	○			○			
	水環境	水質	水の汚れ	○						
			水の濁り	○						
		地下水	水の汚れ	○						
			流れの状況、水位等				○			
	土壤に係る環境その他環境	地形及び地質	重要な地形及び地質							
		土壤	有害物質	○			—			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地	—			—			
	植物		重要な種及び群落	—			—			
	生態系		地域を特徴づける生態系	—			—			
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望地点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○			
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場							
	文化財		埋蔵文化財包蔵地							
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物	○						—	
		建設工事に伴う副産物	—							
	温室効果ガス等	二酸化炭素等		—	—	—	—	—	—	

注) ○ : 環境影響評価の選定項目のうち、事後調査項目として選定したもの。

－ : 環境影響評価の選定項目のうち、事後調査項目として選定しなかったもの。

表 7.1-2(1) 事後調査項目を選定した理由及び選定しなかった理由

環境影響評価の項目					当該事後調査項目を選定した理由及び選定しなかった理由	
環境要素の区分		影響要因の区分				
大気環境 大気質	硫黄酸化物 窒素酸化物 浮遊粒子状物質	存在・供用	施設の稼働	○	今後、決定される民間事業者の提案により排出諸元等が現段階での設定と異なる可能性があることから、事後調査項目として選定する。	
				－	本事業の実施による建設機械の稼働、工事用資材等の搬出入及び廃棄物の搬出入に伴う窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の予測結果は、現況を著しく悪化させることはないことから、事後調査項目としては選定しない。	
		工事の実施	建設機械の稼働	－		
			工事用資材等の搬出入	－		
		存在・供用	廃棄物の搬出入	－		
	粉じん等	工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	－	本事業の実施による造成等の施工による一時的な影響及び建設機械の稼働に伴う粉じん等の予測結果は、現況を著しく悪化させることはないことから、事後調査項目としては選定しない。	
			建設機械の稼働	－		
		工事用資材等の搬出入		－	本事業の実施による工事用資材等の搬出入に伴う粉じん等の予測結果は、現況を著しく悪化させることはないことから、事後調査項目としては選定しない。	
		存在・供用	施設の稼働	○	今後、決定される民間事業者の提案により排出諸元等が現段階での設定と異なる可能性があることから、事後調査項目として選定する。	
騒音	環境騒音	工事の実施	建設機械の稼働	○	本事業の実施による建設機械の稼働による騒音の予測結果は、評価の指標（規制基準）に収まっているが、対象事業実施区域周辺に保全対象（住居等）が存在していることを踏まえ、事後調査項目として選定する。	
			施設の稼働	○	今後、決定される民間事業者の提案により施設配置、騒音発生機器等の諸元が現段階での設定と異なる可能性があることから、事後調査項目として選定する。	
	道路交通騒音	工事の実施	工事用資材等の搬出入	－	本事業の実施による工事用資材等の搬出入に伴う騒音の予測結果は、現況を著しく悪化させることはないことから、事後調査項目としては選定しない。	
			廃棄物の搬出入	－	本事業の実施による廃棄物の搬出入に伴う騒音の予測結果は、現況を著しく悪化させることはないことから、事後調査項目としては選定しない	

注) ○ : 環境影響評価の選定項目のうち、事後調査項目として選定したもの。

－ : 環境影響評価の選定項目のうち、事後調査項目として選定しなかったもの。

表 7.1-2(2) 事後調査項目を選定した理由及び選定しなかった理由

環境影響評価の項目					当該事後調査項目を選定した理由及び選定しなかった理由	
環境要素の区分		影響要因の区分				
大気環境	振動	環境振動	工事の実施	建設機械の稼働	○	本事業の実施による建設機械の稼働による振動の予測結果は、評価の指標（規制基準）に収まっているが、対象事業実施区域周辺に保全対象（住居等）が存在していることを踏まえ、事後調査項目として選定する。
			存在・供用	施設の稼働	○	今後、決定される民間事業者の提案により施設配置、振動発生機器等の諸元が現段階での設定と異なる可能性があることから、事後調査項目として選定する。
		道路交通振動	工事の実施	工事用資材等の搬出入	－	本事業の実施による工事用資材等の搬出入に伴う振動の予測結果は、現況を著しく悪化させることはないことから、事後調査項目としては選定しない。
			存在・供用	廃棄物の搬出入	－	本事業の実施による廃棄物の搬出入に伴う振動の予測結果は、現況を著しく悪化させることはないことから、事後調査項目としては選定しない。
	悪臭	硫化水素、メタン	工事の実施	埋設廃棄物の掘削・除去	○	本事業の実施による埋設廃棄物の掘削・除去に伴う悪臭の予測結果は、影響を与えることは少ないとしているが、対象事業実施区域周辺に保全対象（住居等）が存在していることを踏まえ、事後調査項目として選定する。 なお、事後調査は、分析の結果を速やかに工事施工等へ反映させる必要があることから、携帯用測定器等による簡易的な測定とする。
		特定悪臭物質 (22物質) 臭気指数(臭気濃度)	存在・供用	施設の稼働	○	本事業の実施による施設の稼働による悪臭のうち、煙突排ガスによる予測結果は、現況を著しく悪化させることはないことから、事後調査項目としては選定しない。 施設から漏洩する悪臭については、対象事業実施区域周辺に保全対象（住居等）が存在していることを踏まえ、事後調査項目として選定する。

注) ○ : 環境影響評価の選定項目のうち、事後調査項目として選定したもの。

－ : 環境影響評価の選定項目のうち、事後調査項目として選定しなかったもの。

表 7.1-2(3) 事後調査項目を選定した理由及び選定しなかった理由

環境影響評価の項目					当該事後調査項目を選定した理由及び選定しなかった理由	
環境要素の区分			影響要因の区分			
水環境	水質	水の汚れ	工事の実施	埋設廃棄物の掘削・除去	○	本事業の実施による埋設廃棄物の掘削・除去に伴う水の汚れの予測結果は、影響を与えることは少ないとしているが、下流河川に与える影響を踏まえ、事後調査項目として選定する。
		水の濁り(S S、濁度等)	工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	○	本事業の実施による造成等の施工による一時的な影響に伴う水の濁りの予測結果は、影響を与えることは少ないとしているが、下流河川に与える影響を踏まえ、事後調査項目として選定する。
	地下水	水の汚れ	工事の実施	埋設廃棄物の掘削・除去	○	本事業の実施により、対象事業実施区域内の埋設廃棄物は掘削・除去されるものの、対象事業実施区域外に埋設廃棄物が残存すること、周辺地下水観測孔において水銀が検出されている状況を踏まえ、継続的な監視が必要となっていることから、事後調査項目として選定する。
		流れの状況 水位等	存在・供用	地形改変及び施設の存在	○	本事業の実施により、周辺民家井戸での地下水利用に影響を及ぼすおそれがあることから、事後調査項目として選定する。
その他の環境	地形及び地質	土壤(有害物質)	工事の実施	埋設廃棄物の掘削・除去	○	本事業の実施により、対象事業実施区域内の埋設廃棄物は掘削・除去されるが、埋設廃棄物対策等工事の確実性を明らかにするため、事後調査項目として選定する。
			存在・供用	施設の稼働	－	本事業の実施による施設の稼働(排ガス)に伴う土壤の予測結果は、現況を著しく悪化させることはないことから、事後調査項目としては選定しない。
動物		重要な種及び注目すべき生息地	工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	－	本事業の実施による造成等の施工による一時的な影響、並びに地形改変及び施設の存在に伴う重要な種及び注目すべき生息地に係る予測結果は、現況への影響は軽微であるとしていることから、事後調査項目としては選定しない。
			存在・供用	地形改変及び施設の存在	－	

注) ○ : 環境影響評価の選定項目のうち、事後調査項目として選定したもの。

－ : 環境影響評価の選定項目のうち、事後調査項目として選定しなかったもの。

表 7.1-2(4) 事後調査項目を選定した理由及び選定しなかった理由

環境影響評価の項目				当該事後調査項目を選定した理由及び選定しなかった理由	
環境要素の区分		影響要因の区分			
植物	重要な種及び群落	工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	－	本事業の実施による造成等の施工による一時的な影響、並びに地形改変及び施設の存在に伴う重要な種及び群落に係る予測結果は、現況への影響は軽微であるとしていることから、事後調査項目としては選定しない。
		存在・供用	地形改変及び施設の存在	－	
生態系	地域を特徴づける生態系	工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	－	本事業の実施による造成等の施工による一時的な影響、並びに地形改変及び施設の存在に伴う地域を特徴づける生態系に係る予測結果は、現況への影響は軽微であるとしていることから、事後調査項目としては選定しない。
		存在・供用	地形改変及び施設の存在	－	
景観	主要な眺望地点からの眺望等	存在・供用	地形改変及び施設の存在	○	本事業の実施による地形改変及び施設の存在に伴う主要な眺望地点からの眺望に係る予測結果のうち、近景からの眺望景観については影響を与えると予測していることから、事後調査項目として選定する。
廃棄物等	廃棄物	工事の実施	埋設廃棄物の掘削・除去	○	本事業の実施により、対象事業実施区域内の埋設廃棄物は掘削・除去されるが、埋設廃棄物対策等工事の確実性を明らかにするため、事後調査項目として選定する。
		存在・供用	廃棄物の発生	－	本事業の実施に伴い、廃棄物の発生は避けられないが、焼却灰のセメント化等の再資源化を実施し、環境負荷の低減に努めていることから、事後調査項目としては選定しない。
	建設工事に伴う副産物	工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	○	今後、決定される民間事業者の提案により施設配置・規模等の諸元が現段階での設定と異なる可能性があること、また、埋め戻し土として埋設廃棄物対策等工事に活用することから、事後調査項目として選定する。
温室効果ガス	二酸化炭素等	工事の実施	建設機械の稼働 工事用資材等の搬出入	－	本事業の実施に伴い、温室効果ガスの排出は避けられないが、高効率発電等を行うことによって、温室効果ガスの排出抑制に寄与し、環境負荷の低減に努めていることから、事後調査項目としては選定しない。
		存在・供用	施設の稼働	－	
			廃棄物の搬出入	－	

注) ○ : 環境影響評価の選定項目のうち、事後調査項目として選定したもの。

－ : 環境影響評価の選定項目のうち、事後調査項目として選定しなかったもの。

第2節 事後調査の手法等

事後調査の手法等は、表7.2-1に示すとおりである。

表 7.2-1(1) 事後調査の手法等

環境影響評価項目		項目	手法		手法の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分		調査の手法	評価の手法	
大気環境 大気質 7-8	硫黄酸化物 窒素酸化物 ばいじん ダイオキシン類 塩化水素	「土地または工作物の存在及び供用」・ごみ処理施設の稼動	<p>1. 調査する情報</p> <p>(1) 二酸化硫黄濃度の状況</p> <p>(2) 二酸化窒素濃度(窒素酸化物・一酸化窒素濃度)の状況</p> <p>(3) ばいじん濃度の状況</p> <p>(4) ダイオキシン類濃度の状況</p> <p>(5) 塩化水素濃度の状況</p> <p>2. 調査手法</p> <p>「大気汚染防止法施行規則」に定める方法並びに「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める方法による。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>調査地域は、対象事業実施区域とする。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>調査は、可燃ごみ処理施設のばい煙測定孔にて試料採取を行う。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>施設の供用が定常状態に達した時期とし、計画目標年次（平成30年度）に実施する。</p>	<p>1. 基準または目標との整合性に係る評価</p> <p>排ガスの調査結果の値と自主基準値に示す各物質の排出口における濃度を比較対照する。</p> <p>また、必要に応じて、調査結果に基づいて条件を設定して拡散計算を行い、環境影響評価の予測地点における着地濃度との比較を行う。</p>	<u>調査の手法</u> ばい煙測定口での濃度を測定することで、予測条件との整合性を確認することができる。 周辺の現地調査地点における測定では、測定上の限界から本施設からの付加を明らかにできないため、実施しない。 <u>評価の手法</u> 測定濃度と自主基準値との整合性を確認することができる。

表 7.2-1(2) 事後調査の手法等

環境影響評価項目	項目		手法		手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	評価の手法	
大気環境 6-7	騒音	「工事の実施」 ・建設機械の稼働	<p>1. 調査する情報 建設作業騒音の状況</p> <p>2. 調査手法 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」に定める方法に準拠する。</p> <p>3. 調査地域 調査地域は、対象事業実施区域とする。</p> <p>4. 調査地点 調査地点は、対象事業実施区域の敷地境界上とし、最大値出現地点付近及び現地調査地点No. 1及びNo. 2とする。</p> <p>5. 調査時期等 建設工事による影響が最大となる時期とする。 なお、環境影響評価時に想定した施工計画と異なる場合があることから、調査時期等については、詳細な施工計画が決定した時点で、検討を行う。</p>	<p>1. 基準または目標との整合性に係る評価 測定値と評価の指標（敷地境界における規制基準値）とを比較対照する。 また、合わせて予測結果と比較検討する。</p>	<u>調査の手法</u> 敷地境界での測定を行うことで、予測結果との整合性を確認することができる。 <u>評価の手法</u> 測定値と評価の指標との整合性について確認することができる。

表 7.2-1(3) 事後調査の手法等

環境影響評価項目	項目		手法		手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	評価の手法	
大気環境 7-10	騒音	「土地または工作物の存在及び供用」 ・ごみ処理施設の稼動	<p>1. 調査する情報 施設稼動騒音の状況</p> <p>2. 調査手法 「特定工場において発生する騒音の規制に関する基準」に定める方法に準拠する。</p> <p>3. 調査地域 調査地域は、対象事業実施区域とする。</p> <p>4. 調査地点 調査地点は、対象事業実施区域の敷地境界上とし、最大値出現地点付近及び現地調査地点No. 1及びNo. 2とする。 なお、環境影響評価時に想定した施設配置等と異なる場合があることから、調査地点のうち最大値出現地点については、施設配置等が決定した時点で、検討を行う。</p> <p>5. 調査時期等 施設の供用が定常状態に達した時期とし、計画目標年次（平成30年度）に実施する。 調査時間帯は、予測した時間区分に従う。</p>	<p>1. 基準または目標との整合性に係る評価 測定値と評価の指標（敷地境界における規制基準値）とを比較対照する。 また、合わせて予測結果と比較検討する。</p>	<u>調査の手法</u> 敷地境界での測定を行うことで、予測結果との整合性を確認することができる。 <u>評価の手法</u> 測定値と評価の指標との整合性について確認することができる。

表 7.2-1(4) 事後調査の手法等

環境影響評価項目	項目		手法		手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	評価の手法	
大気環境 7-11	振動	「工事の実施」 ・建設機械の稼働	<p>1. 調査する情報 建設作業振動の状況</p> <p>2. 調査手法 「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」に定める方法に準拠する。</p> <p>3. 調査地域 調査地域は、対象事業実施区域とする。</p> <p>4. 調査地点 調査地点は、対象事業実施区域の敷地境界上とし、最大値出現地点付近及び現地調査地点No. 1及びNo. 2とする。</p> <p>5. 調査時期等 建設工事による影響が最大となる時期とする。 なお、環境影響評価時に想定した施工計画と異なる場合があることから、調査時期等については、詳細な施工計画が決定した時点で、検討を行う。</p>	<p>1. 基準または目標との整合性に係る評価 測定値と評価の指標（敷地境界における規制基準値）とを比較対照する。 また、合わせて予測結果と比較検討する。</p>	<u>調査の手法</u> 敷地境界での測定を行うことで、予測結果との整合性を確認することができる。 <u>評価の手法</u> 測定値と評価の指標との整合性について確認することができる。

表 7.2-1(5) 事後調査の手法等

環境影響評価項目	項目		手法		手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	評価の手法	
大気環境 7-12	振動 振動	「土地または工作物の存在及び供用」 ・ごみ処理施設の稼動	<p>1. 調査する情報 施設稼働振動の状況</p> <p>2. 調査手法 「特定工場において発生する振動の規制に関する基準」に定める方法に準拠する。</p> <p>3. 調査地域 調査地域は、対象事業実施区域とする。</p> <p>4. 調査地点 調査地点は、対象事業実施区域の敷地境界上とし、最大値出現地点付近及び現地調査地点No. 1及びNo. 2とする。 なお、環境影響評価時に想定した施設配置等と異なる場合があることから、調査地点のうち最大値出現地点については、施設配置等が決定した時点で、検討を行う。</p> <p>5. 調査時期等 施設の供用が定常状態に達した時期とし、計画目標年次（平成30年度）に実施する。 調査時間帯は、予測した時間区分に従う。</p>	<p>1. 基準または目標との整合性に係る評価 測定値と評価の指標（敷地境界における規制基準値）とを比較対照する。 また、合わせて予測結果と比較検討する。</p>	<u>調査の手法</u> 敷地境界での測定を行うことで、予測結果との整合性を確認することができる。 <u>評価の手法</u> 測定値と評価の指標との整合性について確認することができる。

表 7.2-1(6) 事後調査の手法等

環境影響評価項目	項目		手法		手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	評価の手法	
大気環境 7-13	悪臭	「工事の実施」 ・埋設廃棄物の掘削・除去	1. 調査する情報 埋設廃棄物の掘削・除去時の悪臭の状況 硫化水素、メタン 2. 調査手法 簡易測定器、検知管等による簡易測定とする。 3. 調査地域 調査地域は、対象事業実施区域の敷地境界とする。 4. 調査地点 調査地点は敷地境界上とし、埋設廃棄物対策等工事区域から風下側の地点とする。 5. 調査期間等 埋設廃棄物対策等工事の実施期間中、毎日とする。 なお、工事実施前に現況の状況を把握する。	1. 予測結果との整合性に係る評価 影響を与えないとした予測結果との整合性を検討するため、測定値と工事実施前の現況値とを比較対照する。	<u>調査の手法</u> 分析に時間を要しない簡易測定方法とすることで、追加的な環境保全措置を講じる場合に、速やかに工事計画に反映できる。 <u>評価の手法</u> 工事実施前の現況との比較により、工事による影響を把握することができる。

表 7.2-1(7) 事後調査の手法等

環境影響評価項目	項目		手法		手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	評価の手法	
大気環境 7-14	悪臭 悪臭	「土地または工作物の存在及び供用」 ・ごみ処理施設の稼動	<p>1. 調査する情報 施設稼動時の悪臭の状況 特定悪臭物質（22 物質）、臭気指数</p> <p>2. 調査手法 「特定悪臭物質の測定の方法」及び「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」に定める方法に準拠する。</p> <p>3. 調査地域 調査地域は、施設の稼働に伴う悪臭のうち、施設から漏洩する悪臭を対象として、対象事業実施区域の敷地境界とする。</p> <p>4. 調査地点 調査地点は敷地境界上とし、発生源（ごみピット等）から風下側の地点とする。</p> <p>5. 調査期間等 施設の供用が定常状態に達した時期とし、計画目標年次（平成 30 年度）に実施する。</p>	<p>1. 予測結果との整合性に係る評価 現状と同程度になるとした予測結果との整合性を検討するため、測定値と現況濃度とを比較対照する。</p> <p>2. 基準または目標との整合性に係る評価 特定悪臭物質（22 物質）については公害防止基準に定める自主基準値と、臭気指数については評価の指標（臭気指数 10）と比較対照する。</p>	<u>調査の手法</u> 敷地境界での測定を行うことで、予測結果との整合性を確認することができる。 <u>評価の手法</u> 測定値と予測結果、自主基準値、評価の指標との整合性について確認することができる。

表 7.2-1(8) 事後調査の手法等

環境影響評価項目	項目		手法		手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	評価の手法	
水環境 15	水質	水の濁り 「工事の実施」 ・造成等施工による一時的影響 ・埋設廃棄物の掘削・除去	<p>1. 調査する情報 沈砂設備から排出される水の濁りの状況 濁度、電気伝導度、水素イオン濃度</p> <p>2. 調査手法 簡易測定器による測定とする。</p> <p>3. 調査地域 調査地域は、対象事業実施区域内とする。</p> <p>4. 調査地点 調査地点については、対象事業実施区域内に設置予定である2箇所の沈砂設備の排水口とする。</p> <p>5. 調査期間等 降雨時もしくは降雨後、沈砂設備排水口から排水があるときは、その都度、測定する。</p>	<p>1. 予測結果との整合性に係る評価 水の濁りについては、予め対象事業実施区域内の濁水を対象に、浮遊物質量濃度と濁度との関係を把握し、予測結果と比較対照する。</p> <p>1. 基準または目標との整合性に係る評価 水の濁りについては、予め対象事業実施区域内の濁水を対象に、浮遊物質量濃度と濁度との関係を把握し、評価の指標（浮遊物質量濃度100mg/l）以下に収まっているか否かを、測定結果と換算濁度との比較により評価する。</p>	<u>調査の手法</u> 分析に時間を要しない簡易測定方法として、追加的な環境保全措置を講じる場合に、速やかに工事計画に反映できる。 <u>評価の手法</u> 現地において測定結果を速やかに評価し、追加的な対策を講じることができる。

表 7.2-1(9) 事後調査の手法等

環境影響評価項目	項目		手法		手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	評価の手法	
水環境 地下水	水の汚れ	「工事の実施」 ・埋設廃棄物の掘削・除去	<p>1. 調査する情報 周辺地下水観測孔の水質の状況 ・埋設廃棄物対策等工事の工事期間中の毎月測定：鉛、砒素、ふつ素、水銀、ほう素 ・埋設廃棄物対策等工事の工事期間中及び工事完了後の年4回測定：地下水環境基準項目 ・埋設廃棄物対策等工事の工事期間中及び工事完了後の年1回測定：ダイオキシン類</p> <p>2. 調査手法 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」及び「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）および土壤の汚染に係る環境基準」に定める測定方法に準拠する。</p> <p>3. 調査地域 調査地域は、対象事業実施区域周辺とする。</p> <p>4. 調査地点 調査地点については、周辺地下水観測孔5地点とする。</p> <p>5. 調査期間等 ・鉛、砒素、ふつ素、水銀、ほう素 埋設廃棄物対策等工事の工事期間中、月1回の測定とする。 ・地下水環境基準項目 埋設廃棄物対策等工事の工事期間中及び工事完了後、年4回測定の測定とする。</p>	<p>1. 予測結果との整合性に係る評価 測定結果と周辺地下水観測孔での既存測定結果との比較対照による。</p> <p>2. 基準または目標との整合性に係る評価 測定結果と地下水の水質汚濁に係る環境基準等との整合性を評価する。</p>	<u>調査の手法</u> 埋設廃棄物等の溶出試験、含有試験で検出された項目を対象とする。正確を期するため、公定法による測定とした。 <u>評価の手法</u> 掘削・除去の実施による影響の有無を確認するできる評価方法とする。

表 7.2-1(10) 事後調査の手法等

環境影響評価項目	項目		手法		手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	評価の手法	
水環境 地下水	水の汚れ	「工事の実施」 ・埋設廃棄物の掘削・除去	<p>・ダイオキシン類 埋設廃棄物対策等工事の工事期間中及び工事完了後、年1回測定の測定とする。</p> <p>※2年間調査を行い、基準値超過が見られない場合には、頻度、地点を見直すこととする。</p>		

表 7.2-1(11) 事後調査の手法等

環境影響評価項目	項目		手法		手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	評価の手法	
水環境 地下水 7-18	流れの状況、水位	「土地又は工作物の存在及び供用」 ・地形改変及び施設の存在	<p>1. 調査する情報 地下水の水位、地下水の利用への支障の有無</p> <p>2. 調査手法 ・地下水の水位：水位計による手動測定とする。 ・地下水の利用への支障の有無：対象民家へヒアリングを行う。</p> <p>3. 調査地域 調査地域は、対象事業実施区域周辺とする。</p> <p>4. 調査地点 民家井戸 2 地点とする。但し、地下水の水位の調査地点は、民家井戸 1 地点（民-2 地点）とする。</p> <p>5. 調査期間等 ・地下水の水位：工事の実施前、工事の実施中、工事の完了後約 2 年程度とする。月 1 回実施する。 ・地下水の利用への支障の有無：隨時とする。</p>	<p>1. 予測結果との整合性に係る評価 地下水の水位の測定結果と、環境影響評価における地下水の水位観測結果とを比較対照する。</p>	<u>調査の手法</u> 地下水位を的確に把握できる方法とする。 地下水の利用への支障の有無については、支障が生じた場合に速やかに対応する必要があることから、隨時ヒアリングすることとした。 <u>評価の手法</u> 長期間の変化を把握できる比較方法とする。

表 7.2-1(12) 事後調査の手法等

環境影響評価項目	項目		手法		手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	評価の手法	
景観	主要な眺望地点及び景観資源並びに主要な眺望景観	「土地又は工作物の存在及び供用」・地形改変及び施設の存在	1. 調査する情報 近景域からの主要な眺望景観 2. 調査手法 写真撮影による。 3. 調査地域 調査地域は、対象事業実施区域周辺とする。 4. 調査地点 近景域の調査地点（「町谷地区・新谷地区境界付近」） 5. 調査期間等 工事の完了後（施設の設置が完了した時点）とする。	1. 予測結果との整合性に係る評価 事後調査結果と予測結果（フォトモンタージュ）とを比較対照する。 合わせて、環境保全措置の実施状況と効果について整理する。	<u>調査の手法</u> 視覚的な変化を的確に把握できる方法とする。 <u>評価の手法</u> 予測結果との整合性を把握できる方法とする。

表 7.2-1(13) 事後調査の手法等

環境影響評価項目	項目		手法		手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	評価の手法	
廃棄物等	廃棄物	「工事の実施」 ・埋設廃棄物の掘削・除去	1. 調査する情報 埋設廃棄物の掘削・除去に伴う廃棄物量 2. 調査手法 工事の実績記録またはマニフェスト伝票の整理による。 3. 調査地域 調査地域は、対象事業実施区域とする。 4. 調査期間等 埋設廃棄物対策等工事の期間中とし、廃棄物量の集計は、埋設廃棄物対策等工事の終了後に行う。	1. 予測結果との整合性に係る評価 埋設廃棄物対策等工事の実施前に提出する土壤汚染対策法に基づく届出書類上の廃棄物量との比較による。	<u>調査の手法</u> 廃棄物量を確實に把握できる方法として、工事の実績報告やマニフェストにより確認することとした。 <u>評価の手法</u> 工事実施前に詳細調査を行うことから、その数量との比較を行う。